

入国者に対する水際検疫の強化

口蹄疫等の発生国

- 農場に入らない
- 家畜に触れない
- 畜産物を日本に持ち込まない



《 出国者への注意喚起 》

- リムジンバス
- ステッカー広告
- 空海港の出国エリア
- ポスター・リーフレット・アナウンス・ビデオ



《 入国者への質問等 》※

- 全便(全乗客)に対するアナウンス等による質問・呼びかけ
- 一部の便の全乗客に対する質問票の配布等

日本

《 国民への周知 》

- 政府広報
- バナー広告
- ホームページ

《 検査・措置 》

- 全入国者に対する靴底消毒
- 質問事項該当者に対する手荷物検査・消毒(質問票の回収) ※
- 検疫探知犬を活用した手荷物検査



※ 家畜伝染病予防法第46条の2関係

動物検疫の強化（改正家畜伝染病予防法）について

(1) 日本国民に対する制度の周知・注意喚起

日本

国民

- ・新制度に係る政府広報（インターネット）
- ・新制度及び渡航注意に関するバナー広告
- ・新制度及び渡航注意に関する動物検疫所ホームページによる周知

CIQ・航空会社等

- ・CIQ（財務省、法務省、厚生労働省）、国土交通省と連携
- ・航空会社等への周知と協力依頼

畜産関係者

都道府県家畜衛生部局・関係団体を通じた

- ・「飼養衛生管理基準」の周知・徹底
- ・海外家畜衛生情報の提供と注意喚起

渡航者

- （入国が増加する時期は特に強化）
- ・リムジンバス内広告などによる渡航注意
 - ・リーフレットによる渡航注意
 - ・ポスターによる渡航注意
 - ・ビデオによる渡航注意
 - ・アナウンスによる渡航注意

(2) 日本出国時における渡航者に対する注意喚起

日本国内



空港・港



海外

リムジンバス



- ・バス内広告などによる渡航注意

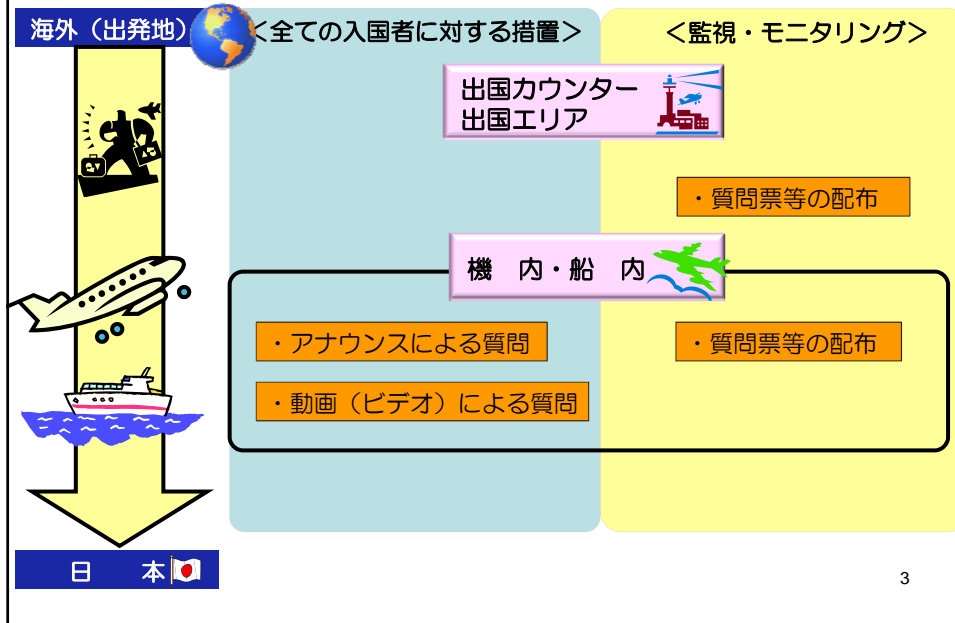
出国カウンター
出国エリア



- ・リーフレットによる渡航注意
- ・ポスターによる渡航注意
- ・ビデオによる渡航注意
- ・アナウンスによる渡航注意

2

(3) 海外出国時・機内（船内）における渡航者に対する注意喚起



(4) 日本入国時における入国者に対する措置等

